

平成 20 年 6 月 23 日
金 融 庁

公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について

本年 4 月 1 日より施行された「公認会計士法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます。）において、課徴金制度、業務改善命令、有限責任監査法人制度及び特定社員制度等が新たに導入されました。これを受け、改正法に基づく公認会計士・監査法人の懲戒処分等の適切な実施を図るため、平成 17 年 3 月 31 日に公表した「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方」（以下「旧処分基準」といいます。）の改定を行います。

なお、懲戒処分等の決定に当たっては、個々の事案により、内容、背景等が異なり、様々な特性、特徴を有していることから、的確に事実関係等を把握し、個々の事案に応じた適切な懲戒処分等が行われるよう努めることとします。

（基本的な考え方）

旧処分基準の基本的な考え方である、公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等について、虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分等、法令違反に対する懲戒処分等の 2 つに分け、それぞれの事由ごとに「基本となる処分の量定」を定め、個別事情・周辺事情等により基本となる処分を加重又は軽減するという考え方は変更しません。

なお、具体的な違反行為の態様とそれに応じた処分の量定及び加重・軽減事由については別紙に掲げることとします。

また、懲戒処分等を行う場合は、公認会計士法第 32 条の規定に従い、公認会計士・監査審査会（同法第 41 条の 2 に規定する勧告に基づく場合を除く。）の意見を聴いて行うこととします。

（旧処分基準からの変更について）

・虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分等の考え方

1. 監査法人による虚偽証明・不当証明

【基本となる処分の量定】

社員の故意による虚偽証明・不当証明の場合

「課徴金（監査報酬の 1.5 倍）＋契約の新規の締結に関する業務の停止 1 年＋業務改善命令」又は「業務停止 3 月」

社員の相当の注意を怠ったことによる虚偽証明・不当証明の場合

「課徴金（監査報酬の 1 倍）＋契約の新規の締結に関する業務の停止 6 月＋業務改善命令」又は「業務停止 1 月」

【処分の考え方】

監査法人の社員が虚偽証明を行った場合、当該社員が所属する監査法人に対し

ては、

経済的な負担を課すことにより虚偽証明を抑止し（課徴金）

業務執行社員による虚偽証明を醸成した業務執行体制等の監査法人としての問題点を将来に向けて改善させ（業務改善命令）

一定の期間は業容の拡大を禁止する（契約の新規の締結に関する業務の停止）という処分の組合せを基本とすることとします。

ただし、

事案の重大性、監査法人の内部管理体制不備の重篤性などから、当該監査法人に監査業務を継続させることが適当でないと考えられる場合には、既存業務を含む業務停止とします。

の場合、あるいは解散命令処分とする場合は、当該監査法人に十分な経済的損失が課せられることから、課徴金は賦課しないことを基本としますが、事案が極めて重大かつ悪質な場合には、これらの処分に加えて、課徴金を課す場合もあります。

なお、別紙に掲げる個別事情・周辺事情等により、処分を加重することが相当と認められる場合には、業務の停止の期間を加重することができるものとし、場合によっては、解散命令とすることができるものとします。一方、処分を軽減することが相当と認める場合には、業務の停止の期間を軽減し、場合によっては戒告とすることができるものとします。

また、監査法人に対して既存の業務を含む業務停止を行う場合については、行為の態様や内部管理体制の状況等を考慮し、監査法人全体に対してだけでなく、一部分（部門、従たる事務所など）又は一部の業務に対してのみ業務停止を行うことができるものとします。

2．公認会計士による虚偽証明・不当証明

【基本となる処分の量定】

故意による虚偽証明

登録抹消

相当の注意を怠ったことによる虚偽証明・不当証明

業務停止 6 月

【処分の考え方】

公認会計士による虚偽証明については、基本的には旧処分基準と同様に、故意による虚偽証明については登録抹消、相当の注意を怠ったことによる虚偽証明については業務停止を基本とすることとします。

なお、個人で監査契約を締結している公認会計士については、

業務停止に至らない場合等であって、経済的損失を課することが効果的である場合には、課徴金を賦課することにより違反行為の抑止を図ることとします。

また、事案が極めて重大かつ悪質な場合は、登録抹消又は業務停止に加えて、課徴金を課す場合もあります。

なお、別紙に掲げる個別事情・周辺事情等により、処分を加重することが相当と認められる場合には、業務の停止の期間を加重することができるものとします。一方、処分を軽減することが相当と認める場合には、業務の停止の期間を軽減し、場合によっては戒告とすることができるものとします。

3. その他の変更

業務執行社員以外に重大な責任を有すると認められる社員がいる場合

審査担当者等が虚偽証明等に重大な影響を及ぼした場合など、業務執行社員以外にも、虚偽証明等に重大な責任を有する社員がいる場合、監査法人に対して、当該社員が監査法人の業務又は意思決定の一部又は全部に関与することの禁止を命じることとします。

なお、意思決定等への関与禁止の期間については、原則として、業務執行社員の業務停止期間と同じ期間（上限2年）とします。

四半期レビュー及び内部統制監査にかかる虚偽証明等について

四半期レビュー及び内部統制監査にかかる虚偽証明等については、監査手続や意見表明の方法が期末の財務諸表監査とは異なっている点に留意しつつ、処分の要否を検討することとします。

. 法令違反に対する懲戒処分等の考え方

1. 公認会計士による法令違反

公認会計士の著しく不当な業務運営について

不当な業務運営の程度が特に重大な場合、重大な場合及び業務の遂行が著しく不十分な場合に業務停止を基本とした処分を行うこととします。

公認会計士の不正経理協力に対する処分量定の見直しについて

公認会計士による不正経理協力は、公認会計士全体の信用に与える影響が大きく、会計の専門家としての知識を悪用する行為であることから、基本となる処分の量定を引き上げることとします。

2. 監査法人による法令違反

監査法人の利害関係規定違反、社員によるローテーション違反、監査業務執行方法違反、業務管理体制整備違反について

監査法人の内部管理体制等を見直すことが必要であることから、基本となる量定を、「戒告」から「業務改善命令」に変更します。

監査法人の著しく不当な業務運営について

従来業務の全部の停止2年又は1年の処分に加え、新たに「業務管理体制の運用が著しく不十分な場合」を追加し、業務改善命令を行うことを基本とします。

監査法人の業務改善命令違反について

命令に全く従わないなど、重大な業務改善命令違反の場合、業務の全部の停止2年とすることを基本とします。

監査法人の信用失墜行為について

信用失墜行為については様々な類型があるため、個々の態様に応じた処分を行うこととします。

なお、監査法人が組織的に重大な信用失墜行為を行った場合には、業務の全部の停止を基本とした処分を行います。

有限責任監査法人に対する処分について

不正の手段による登録、有限責任監査法人の登録後に登録拒否要件に該当した場合、重大な業務改善指示又は業務改善命令違反など、それぞれの行為の態様に応じ処分を行います。

3. 特定社員による法令違反

特定社員が法令違反行為を行った場合、監査法人の業務に従事することを停止します。業務従事の停止期間については、公認会計士が法令違反行為を行った場合の業務停止期間と同じとします。また、業務従事停止の処分に違反したときは登録抹消とすることを基本とします。